

単体情報

●バーゼルⅡ第3の柱に基づく開示事項 <定量的な開示事項>

自己資本の構成に関する事項（第2条第3項第1号）

自己資本の構成

(単位：百万円、%)

項目	平成24年9月中旬期	平成25年9月中旬期	項目	平成24年9月中旬期	平成25年9月中旬期
(自己資本)			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	—	—
資本金	8,000	8,000	告示第41条第1項第3号に掲げるもの及びこれに準ずるもの	—	—
うち非累積的永久優先株	—	—	告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるもの及びこれらに準ずるもの	—	—
新株式申込証拠金	—	—	短期劣後債務及びこれに準ずるもの	—	—
資本準備金	5,759	5,759	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—	—
その他資本剰余金	—	—	内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	—	—
利益準備金	2,724	2,724	PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額	—	—
その他利益剰余金	8,769	9,184	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補充機能を持つ/Oストリップス(告示第247条を準用する場合を含む。)控除項目不算入額(△)	—	—
その他	—	—	(控除項目)計(E)	—	—
自己株式(△)	76	78	自己資本額(D)-(E)(F)	27,979	28,194
自己株式申込証拠金	—	—			
社外流出予定額(△)	155	155			
その他有価証券の評価差損(△)	—	—			
新株予約権	72	114			
営業権相当額(△)	—	—			
のれん相当額(△)	—	—			
企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—	(リスク・アセット等)		
証券化取引により増加した自己資本に相当する額(△)	—	—	資産(オン・バランス)項目	305,094	318,245
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)	—	—	オフ・バランス取引等項目	1,550	2,011
※繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計(上記各項目の合計額)	—	—	マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額	—	—
※繰延税金資産の控除金額(△)	—	—	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	19,923	19,537
[基本的項目]計(A)	25,092	25,548	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額	—	—
うち告示第40条第2項に掲げるものの額及び基本的項目の額に占める割合	(—)	(—)	合 計(G)	326,568	339,794
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	1,588	1,588	単体総所要自己資本額(Gに4%を乗じた額)	13,062	13,591
一般貸倒引当金	1,297	1,057			
内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額	—	—			
負債性資本調達手段等	—	—			
告示第41条第1項第3号に掲げるもの	—	—			
告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるもの	—	—			
補充的項目不算入額(△)	—	—			
[補充的項目]計(B)	2,886	2,645			
短期劣後債務	—	—			
準補充的項目不算入額(△)	—	—			
[準補充的項目]計(C)	—	—	自己資本比率(国内基準)(F)/(G)	8.56	8.29
自己資本総額(A+B+C)(D)	27,979	28,194	参考：Tier1比率(国内基準)(A)/(G)	7.68	7.51

自己資本の充実度に関する事項（第2条第3項第2号）

イ 信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額
信用リスクに対する所要自己資本の額

資産（オン・バランス）項目

（単位：百万円）

項 目	所要自己資本の額	
	平成24年9月中間期	平成25年9月中間期
1. 現金	—	—
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
4. 国際決済銀行等向け	—	—
5. 我が国の地方公共団体向け	—	—
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	24	26
7. 国際開発銀行向け	—	—
8. 地方公共団体金融機構向け	6	15
9. 我が国の政府関係機関向け	62	68
10. 地方3公社向け	41	27
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	637	446
12. 法人等向け	5,760	6,126
13. 中小企業等及び個人向け	2,527	2,572
14. 抵当権付住宅ローン	451	445
15. 不動産取得等事業向け	1,597	1,851
16. 3月以上延滞等	56	75
17. 取立未済手形	—	—
18. 信用保証協会等による保証付	91	91
19. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—
20. 出資等	375	532
21. 上記以外	571	450
22. 証券化（オリジネーターの場合） （うち再証券化）	—	—
23. 証券化（オリジネーター以外の場合） （うち再証券化）	—	—
24. 複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド） のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—
合 計	12,203	12,729

（注）3月以上延滞等には、3月以上延滞した者に係るエクスポージャーおよび引当割合勘案前の段階でリスク・ウェイトが150%となるエクスポージャーに係る所要自己資本の額を記載しております。

オフ・バランス項目

（単位：百万円）

項 目	所要自己資本の額	
	平成24年9月中間期	平成25年9月中間期
1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	—	—
2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	1	1
3. 短期の貿易関連偶発債務	0	0
4. 特定の取引に係る偶発債務 （うち経過措置を適用する元本補てん信託契約）	14	20
5. N I F 又は R U F	—	—
6. 原契約期間が1年超のコミットメント	0	6
7. 内部格付手法におけるコミットメント	—	—
8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務 （うち借入金（の保証） （うち有価証券（の保証） （うち手形（引受） （うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約） （うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供）	35	34
9. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等（控除後） 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等（控除前） 控除額（△）	—	—
10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	—	—
11. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供 又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	8	16
12. 派生商品取引及び長期決済期間取引 カレント・エクスポージャー方式 派生商品取引 外為関連取引 金利関連取引 金関連取引 株式関連取引 貴金属（金を除く）関連取引 その他のコモディティ関連取引 クレジット・デリバティブ取引 （カウンター・パーティー・リスク） 一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果（△） 長期決済期間取引 標準方式	0	0
13. 未決済取引	—	—
14. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	—	—
15. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	—	—
合 計	62	80

ホ オペレーショナルリスクに対する所要自己資本の額及びこのうち銀行が使用する次に掲げる手法ごとの額
オペレーショナルリスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

	平成24年9月中間期	平成25年9月中間期
オペレーショナルリスクに対する所要自己資本の額	796	781
うち基礎的手法	796	781
うち粗利益配分手法	—	—
うち先進的計測手法	—	—

信用リスクに関する次に掲げる事項（第2条第3項第3号）

イ 信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高及びエクスポージャーの主な種類別の内訳

ロ 信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高のうち、区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳

ハ 3ヶ月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの中間期末残高及び区分ごとの内訳

信用リスクに関するエクスポージャーに関する中間期末残高および3ヶ月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高（地域別、業種別、残存期間別）

(単位：百万円)

	平成24年9月中間期					平成25年9月中間期				
	信用リスクエクスポージャー中間期末残高		債券	デリバティブ取引	3ヶ月以上延滞エクスポージャー	信用リスクエクスポージャー中間期末残高		債券	デリバティブ取引	3ヶ月以上延滞エクスポージャー
貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引								
国内計	638,525	409,486	139,651	41	1,750	667,734	421,948	194,857	38	1,573
国外計	29,923	—	29,850	—	16	24,898	—	24,840	—	439
地域別合計	668,449	409,486	169,502	41	1,766	692,633	421,948	219,698	38	2,013
製造業	53,210	40,972	10,426	—	288	54,722	39,839	12,129	—	354
農業、林業	690	690	—	—	183	787	786	—	—	173
漁業	169	146	—	—	—	151	151	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	475	459	—	—	—	579	579	—	—	—
建設業	49,033	47,886	1,099	—	141	47,815	46,788	900	—	90
電気・ガス・熱供給・水道業	10,122	9,109	399	—	—	11,195	8,900	1,395	—	—
情報通信業	1,989	1,500	395	—	—	2,079	1,576	399	—	—
運輸業、郵便業	25,328	17,108	7,667	—	—	26,357	16,195	9,542	—	—
卸売業、小売業	48,877	47,077	1,498	—	40	49,011	47,448	1,199	—	41
金融業、保険業	144,393	23,462	60,490	32	16	106,495	25,456	59,219	27	335
不動産業、物品賃貸業	77,719	73,585	2,498	—	123	89,992	83,543	2,798	—	157
各種サービス業	67,192	64,894	1,999	—	614	65,806	64,696	800	—	594
国・地方公共団体	95,176	11,984	83,025	—	—	144,837	13,339	131,312	—	—
個人	71,032	70,607	—	—	358	73,074	72,646	—	—	266
その他	23,037	—	—	9	—	19,726	—	—	10	—
業種別計	668,449	409,486	169,502	41	1,766	692,633	421,948	219,698	38	2,013
1年以下	224,650	134,761	31,696	9	92	187,774	130,614	37,733	11	484
1年超3年以下	89,055	24,866	64,159	—	39	67,572	24,196	43,347	—	74
3年超5年以下	58,571	31,525	27,046	—	102	79,754	38,346	41,380	27	411
5年超7年以下	38,929	31,889	7,008	32	388	55,159	32,161	22,978	—	20
7年超10年以下	103,491	70,691	32,772	—	223	135,592	69,929	65,624	—	157
10年超	120,954	115,612	5,341	—	244	133,845	126,581	7,141	—	297
期間の定めのないもの	32,795	139	1,478	—	674	32,933	117	1,492	—	567
残存期間別合計	668,449	409,486	169,502	41	1,766	692,633	421,948	219,698	38	2,013

(注) 1. 業種別のその他の項目には、業種の区分ができないものを含めて記載しております。
2. 残存期間別の期間の定めのないものの項目には、残存期間別の区分ができないものを含めて記載しております。

二 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の中間期末残高及び期中の増減額

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定の中間期末残高および期中増減額

(単位：百万円)

		期首残高	期中増加額	期中減少額	中間期末残高
		一般貸倒引当金	平成24年9月中間期	1,394	1,280
	平成25年9月中間期	1,027	1,042	1,027	1,042
個別貸倒引当金	平成24年9月中間期	2,020	2,150	2,020	2,150
	平成25年9月中間期	2,230	2,238	2,230	2,238
特定海外債権引当勘定	平成24年9月中間期	—	—	—	—
	平成25年9月中間期	—	—	—	—
合計	平成24年9月中間期	3,414	3,431	3,414	3,431
	平成25年9月中間期	3,258	3,281	3,258	3,281

(一般貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

(単位：百万円)

	平成24年9月中間期				平成25年9月中間期			
	期首残高	期中増加額	期中減少額	中間期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額	中間期末残高
国内計	1,394	1,280	1,394	1,280	1,027	1,042	1,027	1,042
国外計	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	1,394	1,280	1,394	1,280	1,027	1,042	1,027	1,042
製造業	189	172	189	172	138	182	138	182
農業、林業	2	2	2	2	1	1	1	1
漁業	0	0	0	0	0	0	0	0
鉱業、採石業、砂利採取業	2	2	2	2	2	2	2	2
建設業	211	201	211	201	169	154	169	154
電気・ガス・熱供給・水道業	23	22	23	22	16	14	16	14
情報通信業	3	4	3	4	3	4	3	4
運輸業、郵便業	62	58	62	58	51	42	51	42
卸売業、小売業	198	180	198	180	136	148	136	148
金融業、保険業	28	25	28	25	23	21	23	21
不動産業、物品賃貸業	261	234	261	234	184	197	184	197
各種サービス業	212	196	212	196	159	146	159	146
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	198	179	198	179	137	125	137	125
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
業種別合計	1,394	1,280	1,394	1,280	1,027	1,042	1,027	1,042

(個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

(単位：百万円)

	平成24年9月中間期				平成25年9月中間期			
	期首残高	期中増加額	期中減少額	中間期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額	中間期末残高
国内計	2,020	2,150	2,020	2,150	2,230	2,238	2,230	2,238
国外計	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	2,020	2,150	2,020	2,150	2,230	2,238	2,230	2,238
製造業	280	291	280	291	260	249	260	249
農業、林業	74	73	74	73	70	69	70	69
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	239	247	239	247	416	397	416	397
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	20	26	20	26	3	5	3	5
卸売業、小売業	432	484	432	484	491	549	491	549
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	301	332	301	332	305	251	305	251
各種サービス業	537	588	537	588	576	624	576	624
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	88	78	88	78	83	70	83	70
その他	44	28	44	28	23	22	23	22
業種別合計	2,020	2,150	2,020	2,150	2,230	2,238	2,230	2,238

ホ 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

	貸出金償却の額	
	平成24年9月中間期	平成25年9月中間期
製造業	98	1
農業、林業	0	—
漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	124	34
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	—	—
運輸業、郵便業	6	—
卸売業、小売業	37	52
金融業、保険業	—	—
不動産業、物品賃貸業	8	44
各種サービス業	21	71
国・地方公共団体	—	—
個人	3	0
その他	—	—
業種別合計	300	204

(注) 貸出金償却の額は、部分直接償却の実施額および最終処理により直接償却した額の合計額を記載しております。

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高及び自己資本比率告示の規定により資本控除した額

リスク・ウェイトの区分毎のエクスポージャー

(単位：百万円)

	エクスポージャーの額			
	平成24年9月中間期		平成25年9月中間期	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	231,065	—	245,927
10%	—	39,860	—	43,839
20%	9,885	45,633	6,153	33,316
35%	—	32,228	—	31,837
50%	18,568	2,893	29,352	2,471
75%	—	83,077	—	84,887
100%	11,156	195,382	9,790	206,278
150%	—	464	439	353
350%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
合計	39,610	630,605	45,735	648,911

- (注) 1. 適格格付機関が個別格付を付与しているエクスポージャー（告示第51条の個別格付が付与されていないエクスポージャーの取扱いを含む。）は、格付有りに記載しております。
 2. ソプリン並びに、金融機関および第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーは、格付無しに含めて記載しております。
 3. 担保や保証により信用リスクが削減されているエクスポージャーは、格付無しに含めて記載しておりますが、リスク・ウェイトの区分は、信用リスク削減効果勘案後のリスク・ウェイトに応じて記載しております。

信用リスク削減手法に関する事項（第2条第3項第4号）

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

区 分	信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	
	平成24年9月中間期	平成25年9月中間期
現金及び自己預金	9,833	10,012
適格債券	—	—
適格株式	60,524	28,285
適格投資信託	—	—
適格金融資産担保合計	70,358	38,297
適格保証	4,249	3,213
適格クレジット・デリバティブ	—	—
適格保証、適格クレジット・デリバティブ合計	4,249	3,213

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項（第2条第3項第5号）

イ 与信相当額の算出に用いる方式

先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額はカレント・エクスポージャー方式にて計算しております。

ロ グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額

(単位：百万円)

	平成24年9月中間期	平成25年9月中間期
グロス再構築コストの額の合計額	3	1

ハ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）

担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

種類および取引の区分	与信相当額	
	平成24年9月中間期	平成25年9月中間期
派生商品取引	16	13
外国為替関連取引及び金関連取引	9	11
金利関連取引	7	2
株式関連取引	—	—
貴金属関連取引（金関連取引を除く。）	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—
クレジット・デリバティブ	25	25
合計	41	38

(注) 原契約期間が5営業日以内の外為関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。

ニ グロスの再構築に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額

(単位：百万円)

	平成24年9月中間期	平成25年9月中間期
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオンの合計額	41	38
担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額	41	38
差引	0	0

ホ 担保の種類別の額

信用リスク削減手法に用いた担保の種類および金額
該当ありません。

ヘ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

(単位：百万円)

種類および取引の区分	与信相当額	
	平成24年9月中間期	平成25年9月中間期
派 生 商 品 取 引	16	13
外国為替関連取引及び金関連取引	9	11
金利関連取引	7	2
株式関連取引	—	—
貴金属関連取引(金関連取引を除く。)	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—
クレジット・デリバティブ	25	25
合 計	41	38

(注) 原契約期間が5営業日以内の外為関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。

ト 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額

与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額

(単位：百万円)

	プロテクション購入		プロテクション提供	
	平成24年9月中間期	平成25年9月中間期	平成24年9月中間期	平成25年9月中間期
クレジット・デフォルト・スワップ	—	—	500	500
トータル・リターン・スワップ	—	—	—	—
合 計	—	—	500	500

チ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

該当ありません。

証券化エクスポージャーに関する事項 (第2条第3項第6号)

イ 銀行がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

- (1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳 (ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当中間期の証券化取引に係るものに限る。)
該当ありません。
- (2) 原資産を構成するエクスポージャーのうち、3ヶ月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当中間期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳 (ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当中間期の証券化取引に係るものに限る。)
該当ありません。
- (3) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳
該当ありません。
- (4) 当中間期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略 (当中間期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。)
該当ありません。
- (5) 証券化取引に伴い当中間期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
該当ありません。
- (6) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
該当ありません。
- (7) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額
該当ありません。
- (8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳
該当ありません。
- (9) 自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
該当ありません。
- (10) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて (主な原資産の種類別の内訳を含む。)
該当ありません。
- (11) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
該当ありません。
- (12) 自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額
該当ありません。

ロ 銀行が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

- (1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
投資家として保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
該当ありません。
投資家として保有する再証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
該当ありません。
- (2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額
投資家として保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト毎の残高及び所要自己資本
該当ありません。
投資家として保有する再証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトごとの残高及び所要自己資本
該当ありません。
- (3) 自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
該当ありません。
- (4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
該当ありません。
- (5) 自己資本比率告示附則第15条（証券化エクスポージャーに関する経過措置）の適用により算出されるリスク・アセット額
該当ありません。

ハ 銀行がオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

- (1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当中間期の証券化取引に係るものに限る。）
該当ありません。
- (2) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳
該当ありません。
- (3) 当中間期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当中間期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）
該当ありません。
- (4) 証券化取引に伴い当中間期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
該当ありません。
- (5) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
該当ありません。
- (6) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額
該当ありません。
- (7) 包括的リスクの計測対象としている証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳
該当ありません。
- (8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳
該当ありません。
- (9) 自己資本比率告示第302条の5第2項の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
該当ありません。
- (10) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて（主な原資産の種類別の内訳を含む。）
該当ありません。

ニ 銀行が投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

- (1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
該当ありません。
- (2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額
該当ありません。
- (3) 保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳
該当ありません。
- (4) 自己資本比率告示第302条の5第2項の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
該当ありません。

銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項（第2条第3項第8号）

イ 中間貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る中間貸借対照表計上額

(1) 出資等エクスポージャーの中間貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

	平成24年9月中間期		平成25年9月中間期	
	中間貸借対照表計上額	時価	中間貸借対照表計上額	時価
上場している出資等又は株式等エクスポージャーの中間貸借対照表計上額	9,606		16,650	
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャーの中間貸借対照表計上額	2,240		2,360	
合 計	11,846	11,846	19,011	19,011

(2) 子会社・関連会社株式の中間貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額	
	平成24年9月中間期	平成25年9月中間期
子 会 社 ・ 子 法 人 等	14	40
関 連 法 人 等	—	—
合 計	14	40

ロ 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャー

(単位：百万円)

	平成24年9月中間期	平成25年9月中間期
売 却 損 益 額	△41	585
償 却 損 益 額	19	28

ハ 中間貸借対照表で認識され、かつ、中間損益計算書で認識されない評価損益の額

中間貸借対照表で認識され、かつ、中間損益計算書で認識されない評価損益の額は平成24年9月中間期は1,423百万円、平成25年9月中間期は5,247百万円であります。

ニ 中間貸借対照表及び中間損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

ホ 海外営業拠点を有する銀行については、自己資本比率告示第18条第1項第1号の規定により補完的項目に算入した額

該当ありません。

銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額（第2条第3項第10号）

銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

(単位：百万円)

	平成24年9月中間期	平成25年9月中間期
金利ショックに対する経済的価値の増減額（アウトライヤー基準による上方金利ショック下（99%タイル値）での現在価値変動額）	△520	△2,096

連結情報

●バーゼルⅡ第3の柱に基づく開示事項 <定量的な開示事項>

自己資本比率告示第8条第1項第2号イからハまで又は第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額（第4条第3項第1号）

自己資本比率告示第8条第1項第2号イからハまで又は第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社は該当ありません。

自己資本の構成に関する事項（第4条第3項第2号）

自己資本の構成

(単位：百万円、%)

項目	平成24年9月中間期	平成25年9月中間期	項目	平成24年9月中間期	平成25年9月中間期
(自己資本)			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	—	—
資本金	8,000	8,000	告示第29条第1項第3号に掲げるもの及びこれに準ずるもの	—	—
うち非累積的永久優先株	—	—	告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるもの及びこれらに準ずるもの	—	—
新株式申込証拠金	—	—	短期劣後債務及びこれに準ずるもの	—	—
資本剰余金	5,759	5,759	告示第31条第1項第2号に規定する連結の範囲に含まれないものに対する投資に相当する額	—	—
利益剰余金	11,765	12,288	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—	—
自己株式(△)	76	78	内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	—	—
自己株式申込証拠金	—	—	PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額	—	—
社外流出予定額(△)	155	155	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補充機能を持つ/Oストリップス(告示第247条を準用する場合を含む。)	—	—
その他有価証券の評価差損(△)	—	—	控除項目不算入額(△)	—	—
為替換算調整勘定	—	—	(控除項目)計(E)	—	—
新株予約権	72	114	自己資本額(D)-(E)(F)	31,122	31,434
連結子法人等の少数株主持分	2,720	2,729			
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—			
営業権相当額(△)	—	—			
のれん相当額(△)	—	—			
企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—	(リスク・アセット等)		
証券化取引により増加した自己資本に相当する額(△)	—	—	資産(オン・バランス)項目	313,805	326,600
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)	—	—	オフ・バランス取引等項目	1,550	2,011
※繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計(上記各項目の合計額)	—	—	マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額	—	—
※繰延税金資産の控除金額(△)	—	—	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	20,832	20,468
[基本的項目]計(A)	28,084	28,657	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額	—	—
うち告示第28条第2項に掲げるものの額及び基本的項目に占める割合	(—)	(—)	合 計(G)	336,188	349,080
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	1,588	1,588	連結総所要自己資本額(Gに4%を乗じた額)	13,447	13,963
一般貸倒引当金	1,449	1,188			
内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額	—	—			
負債性資本調達手段等	—	—			
告示第29条第1項第3号に掲げるもの	—	—			
告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるもの	—	—			
補充的項目不算入額(△)	—	—			
[補充的項目]計(B)	3,037	2,777			
短期劣後債務	—	—			
準補充的項目不算入額(△)	—	—			
[準補充的項目]計(C)	—	—	自己資本比率(国内基準)(F)/(G)	9.25	9.00
自己資本総額(A+B+C)(D)	31,122	31,434	参考：Tier1比率(国内基準)(A)/(G)	8.35	8.20

自己資本の充実度に関する事項（第4条第3項第3号）

イ 信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額
信用リスクに対する所要自己資本の額

資産（オン・バランス）項目

（単位：百万円）

項 目	所要自己資本の額	
	平成24年9月中間期	平成25年9月中間期
1. 現金	—	—
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
4. 国際決済銀行等向け	—	—
5. 我が国の地方公共団体向け	—	—
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	24	26
7. 国際開発銀行向け	—	—
8. 地方公共団体金融機構向け	6	15
9. 我が国の政府関係機関向け	62	68
10. 地方3公社向け	41	27
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	640	446
12. 法人等向け	6,080	6,438
13. 中小企業等及び個人向け	2,526	2,571
14. 抵当権付住宅ローン	450	445
15. 不動産取得等事業向け	1,597	1,850
16. 3月以上延滞等	55	73
17. 取立未済手形	—	—
18. 信用保証協会等による保証付	91	91
19. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—
20. 出資等	377	533
21. 上記以外	597	475
22. 証券化（オリジネーターの場合） （うち再証券化）	—	—
23. 証券化（オリジネーター以外の場合） （うち再証券化）	—	—
24. 複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド） のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—
合 計	12,552	13,064

（注）3月以上延滞等には、3月以上延滞した者に係るエクスポージャーおよび引当割合勘案前の段階でリスク・ウェイトが150%となるエクスポージャーに係る所要自己資本の額を記載しております。

オフ・バランス項目

（単位：百万円）

項 目	所要自己資本の額	
	平成24年9月中間期	平成25年9月中間期
1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	—	—
2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	1	1
3. 短期の貿易関連偶発債務	0	0
4. 特定の取引に係る偶発債務 （うち経過措置を適用する元本補てん信託契約）	14	20
5. N I F 又は R U F	—	—
6. 原契約期間が1年超のコミットメント	0	6
7. 内部格付手法におけるコミットメント	—	—
8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務 （うち借入金（の保証）） （うち有価証券（の保証）） （うち手形（引受）） （うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約） （うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供）	35	34
9. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等（控除後） 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等（控除前） 控除額（△）	—	—
10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	—	—
11. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供 又は有価証券の買戻条件付売却若しくは買戻条件付購入	8	16
12. 派生商品取引及び長期決済期間取引 カレント・エクスポージャー方式	0	0
派生商品取引	0	0
外為関連取引	0	0
金利関連取引	0	0
金融関連取引	—	—
株式関連取引	—	—
貴金属（金を除く）関連取引	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—
クレジット・デリバティブ取引 （カウンター・パーティー・リスク）	0	0
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果（△）	—	—
長期決済期間取引	—	—
標準方式	—	—
期待エクスポージャー方式	—	—
13. 未決済取引	—	—
14. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	—	—
15. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	—	—
合 計	62	80

ホ オペレーショナルリスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる手法ごとの額
 オペレーショナルリスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

	平成24年9月中間期	平成25年9月中間期
オペレーショナルリスクに対する所要自己資本の額	833	818
うち 基礎的手法	833	818
うち 粗利益配分手法	—	—
うち 先進的計測手法	—	—

信用リスクに関する次に掲げる事項（第4条第3項第4号）

イ 信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高及びエクスポージャーの主な種類別の内訳

ロ 信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高のうち、区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳

ハ 3ヶ月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの中間期末残高及び区分ごとの内訳

信用リスクに関するエクスポージャーに関する中間期末残高および3ヶ月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高（地域別、業種別、残存期間別）

(単位：百万円)

	平成24年9月中間期					平成25年9月中間期				
	信用リスクエクスポージャー中間期末残高	貸出、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	債券	デリバティブ取引	3ヶ月以上延滞エクスポージャー	信用リスクエクスポージャー中間期末残高	貸出、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	債券	デリバティブ取引	3ヶ月以上延滞エクスポージャー
国内計	647,650	405,806	139,651	41	2,127	676,249	417,998	194,857	38	1,849
国外計	29,923	—	29,850	—	16	24,898	—	24,840	—	439
地域別合計	677,574	405,806	169,502	41	2,143	701,148	417,998	219,698	38	2,289
製造業	53,210	40,972	10,426	—	288	54,722	39,839	12,129	—	354
農業、林業	690	690	—	—	183	787	786	—	—	173
漁業	169	146	—	—	—	151	151	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	475	459	—	—	—	579	579	—	—	—
建設業	49,033	47,886	1,099	—	141	47,815	46,788	900	—	90
電気・ガス・熱供給・水道業	10,122	9,109	399	—	—	11,195	8,900	1,395	—	—
情報通信業	1,988	1,500	395	—	—	2,078	1,576	399	—	—
運輸業、郵便業	25,349	17,108	7,667	—	—	26,378	16,195	9,542	—	—
卸売業、小売業	48,877	47,077	1,498	—	40	49,011	47,448	1,199	—	41
金融業、保険業	144,723	23,462	60,490	32	16	106,529	25,456	59,219	27	335
不動産業、物品賃貸業	74,055	69,905	2,498	—	123	86,031	79,593	2,798	—	157
各種サービス業	67,197	64,894	1,999	—	640	65,812	64,696	800	—	594
国・地方公共団体	95,176	11,984	83,025	—	—	144,837	13,339	131,312	—	—
個人	71,032	70,607	—	—	437	73,074	72,646	—	—	349
その他	35,471	—	—	9	271	32,143	—	—	10	193
業種別合計	677,574	405,806	169,502	41	2,143	701,148	417,998	219,698	38	2,289
1年以下	224,075	133,751	31,696	9	119	198,643	129,614	37,733	11	484
1年超3年以下	87,805	23,616	64,159	—	39	66,222	22,846	43,347	—	74
3年超5年以下	57,151	30,105	27,046	—	102	78,154	36,746	41,380	27	411
5年超7年以下	38,929	31,889	7,008	32	388	55,159	32,161	22,978	—	20
7年超10年以下	103,491	70,691	32,772	—	223	135,592	69,929	65,624	—	157
10年超	120,954	115,612	5,341	—	244	133,845	126,581	7,141	—	297
期間の定めのないもの	45,165	139	1,478	—	1,025	33,529	117	1,492	—	843
残存期間別合計	677,574	405,806	169,502	41	2,143	701,148	417,998	219,698	38	2,289

(注) 1. 業種別のその他の項目には、業種の区分ができないものを含めて記載しております。
 2. 残存期間別の期間の定めのないものの項目には、残存期間別の区分ができないものを含めて記載しております。

二 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の中間期末残高及び期中の増減額

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定の中間期末残高および期中増減額

(単位：百万円)

		期首残高	期中増加額	期中減少額	中間期末残高
一般貸倒引当金	平成24年9月中間期	1,552	1,432	1,552	1,432
	平成25年9月中間期	1,171	1,173	1,171	1,173
個別貸倒引当金	平成24年9月中間期	2,584	2,693	2,584	2,693
	平成25年9月中間期	2,636	2,645	2,636	2,645
特定海外債権引当勘定	平成24年9月中間期	—	—	—	—
	平成25年9月中間期	—	—	—	—
合計	平成24年9月中間期	4,137	4,125	4,137	4,125
	平成25年9月中間期	3,807	3,819	3,807	3,819

(一般貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

(単位：百万円)

	平成24年9月中間期				平成25年9月中間期			
	期首残高	期中増加額	期中減少額	中間期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額	中間期末残高
国内計	1,552	1,432	1,552	1,432	1,171	1,173	1,171	1,173
国外計	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	1,552	1,432	1,552	1,432	1,171	1,173	1,171	1,173
製造業	189	172	189	172	138	182	138	182
農業、林業	2	2	2	2	1	1	1	1
漁業	0	0	0	0	0	0	0	0
鉱業、採石業、砂利採取業	2	2	2	2	2	2	2	2
建設業	211	201	211	201	169	154	169	154
電気・ガス・熱供給・水道業	23	22	23	22	16	14	16	14
情報通信業	3	4	3	4	3	4	3	4
運輸業、郵便業	62	58	62	58	51	42	51	42
卸売業、小売業	198	180	198	180	136	148	136	148
金融業、保険業	28	25	28	25	23	21	23	21
不動産業、物品賃貸業	248	225	248	225	181	195	181	195
各種サービス業	212	196	212	196	159	146	159	146
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	240	216	240	216	174	161	174	161
その他	129	122	129	122	110	97	110	97
業種別合計	1,552	1,432	1,552	1,432	1,171	1,173	1,171	1,173

(個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

(単位：百万円)

	平成24年9月中間期				平成25年9月中間期			
	期首残高	期中増加額	期中減少額	中間期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額	中間期末残高
国内計	2,584	2,693	2,584	2,693	2,636	2,645	2,636	2,645
国外計	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	2,584	2,693	2,584	2,693	2,636	2,645	2,636	2,645
製造業	280	291	280	291	260	249	260	249
農業、林業	74	73	74	73	70	69	70	69
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	239	247	239	247	416	397	416	397
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	20	26	20	26	3	5	3	5
卸売業、小売業	432	484	432	484	491	549	491	549
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	301	332	301	332	305	251	305	251
各種サービス業	558	613	558	613	597	624	597	624
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	287	252	287	252	248	244	248	244
その他	388	371	388	371	242	255	242	255
業種別合計	2,584	2,693	2,584	2,693	2,636	2,645	2,636	2,645

ホ 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

	貸出金償却の額	
	平成24年9月中間期	平成25年9月中間期
製造業	98	1
農業、林業	0	—
漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	124	34
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	—	—
運輸業、郵便業	6	—
卸売業、小売業	37	52
金融業、保険業	—	—
不動産業、物品賃貸業	8	44
各種サービス業	21	71
国・地方公共団体	—	—
個人	3	0
その他	—	—
業種別合計	300	204

(注) 貸出金償却の額は、部分直接償却の実施額および最終処理により直接償却した額の合計額を記載しております。

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高及び自己資本比率告示の規定により資本控除した額

リスク・ウェイトの区分毎のエクスポージャー

(単位：百万円)

	エクスポージャーの額			
	平成24年9月中間期		平成25年9月中間期	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	231,607	—	246,333
10%	—	39,860	—	43,839
20%	9,885	45,959	6,153	33,346
35%	—	32,210	—	31,824
50%	18,568	2,919	29,352	2,509
75%	—	83,032	—	84,826
100%	11,156	204,047	9,790	214,690
150%	—	469	439	331
350%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
合計	39,610	640,107	45,735	657,702

(注) 1. 適格格付機関が個別格付を付与しているエクスポージャー（告示第51条の個別格付が付与されていないエクスポージャーの取扱いを含む。）は、格付有りに記載しております。
 2. ソプリン並びに、金融機関および第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーは、格付無しに含めて記載しております。
 3. 担保や保証により信用リスクが削減されているエクスポージャーは、格付無しに含めて記載しておりますが、リスク・ウェイトの区分は、信用リスク削減効果勘案後のリスク・ウェイトに応じて記載しております。

信用リスク削減手法に関する事項（第4条第3項第5号）

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

区 分	信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	
	平成24年9月中間期	平成25年9月中間期
現金及び自己預金	9,833	10,012
適格債券	—	—
適格株式	60,524	28,285
適格投資信託	—	—
適格金融資産担保合計	70,358	38,297
適格保証	4,249	3,213
適格クレジット・デリバティブ	—	—
適格保証、適格クレジット・デリバティブ合計	4,249	3,213

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項（第4条第3項第6号）

イ 与信相当額の算出に用いる方式

先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額はカレント・エクスポージャー方式にて計算しております。

ロ グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額

(単位：百万円)

	平成24年9月中間期	平成25年9月中間期
グロス再構築コストの額の合計額	3	1

ハ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）

担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

種類および取引の区分	与信相当額	
	平成24年9月中間期	平成25年9月中間期
派生商品取引	16	13
外国為替関連取引及び金関連取引	9	11
金利関連取引	7	2
株式関連取引	—	—
貴金属関連取引（金関連取引を除く。）	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—
クレジット・デリバティブ	25	25
合計	41	38

(注) 原契約期間が5営業日以内の外為関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。

ニ グロスの再構築に掛ける合計額及びグロスのアドオンの合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額

(単位：百万円)

	平成24年9月中間期	平成25年9月中間期
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオンの合計額	41	38
担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額	41	38
差引	0	0

ホ 担保の種類別の額

該当ありません。

へ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

(単位：百万円)

種類および取引の区分	与信相当額	
	平成24年9月中間期	平成25年9月中間期
派 生 商 品 取 引	16	13
外国為替関連取引及び金関連取引	9	11
金利関連取引	7	2
株式関連取引	—	—
貴金属関連取引(金関連取引を除く。)	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—
クレジット・デリバティブ	25	25
合 計	41	38

(注) 原契約期間が5営業日以内の外為関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。

ト 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額

与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額

(単位：百万円)

	プロテクション購入		プロテクション提供	
	平成24年9月中間期	平成25年9月中間期	平成24年9月中間期	平成25年9月中間期
クレジット・デフォルト・スワップ	—	—	500	500
トータル・リターン・スワップ	—	—	—	—
合 計	—	—	500	500

チ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

該当ありません。

証券化エクスポージャーに関する事項 (第4条第3項第7号)

イ 連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

- (1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳 (ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当中間期の証券化取引に係るものに限る。) 該当ありません。
- (2) 原資産を構成するエクスポージャーのうち、3ヶ月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当中間期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳 (ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当中間期の証券化取引に係るものに限る。) 該当ありません。
- (3) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳 該当ありません。
- (4) 当中間期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略 (当中間期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。) 該当ありません。
- (5) 証券化取引に伴い当中間期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳 該当ありません。
- (6) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳 該当ありません。
- (7) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額 該当ありません。
- (8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳 該当ありません。
- (9) 自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳 該当ありません。
- (10) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて (主な原資産の種類別の内訳を含む。) 該当ありません。
- (11) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳 該当ありません。
- (12) 自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額 該当ありません。

ロ 連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

- (1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
投資家として保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
該当ありません。
投資家として保有する再証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
該当ありません。
- (2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額
投資家として保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト毎の残高及び所要自己資本
該当ありません。
投資家として保有する再証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトごとの残高及び所要自己資本
該当ありません。
- (3) 自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
該当ありません。
- (4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
該当ありません。
- (5) 自己資本比率告示附則第15条（証券化エクスポージャーに関する経過措置）の適用により算出されるリスク・アセット額
該当ありません。

ハ 連結グループがオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

- (1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当中間期の証券化取引に係るものに限る。）
該当ありません。
- (2) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳
該当ありません。
- (3) 当中間期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当中間期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）
該当ありません。
- (4) 証券化取引に伴い当中間期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
該当ありません。
- (5) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
該当ありません。
- (6) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額
該当ありません。
- (7) 包括的リスクの計測対象としている証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳
該当ありません。
- (8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳
該当ありません。
- (9) 自己資本比率告示第302条の5第2項の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
該当ありません。
- (10) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて（主な原資産の種類別の内訳を含む。）
該当ありません。

ニ 連結グループが投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

- (1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
該当ありません。
- (2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額
該当ありません。
- (3) 保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳
該当ありません。
- (4) 自己資本比率告示第302条の5第2項の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
該当ありません。

銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項（第4条第3項第9号）

イ 中間連結貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る中間連結貸借対照表計上額

(1) 出資等エクスポージャーの中間連結貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

	平成24年9月中間期		平成25年9月中間期	
	中間連結貸借対照表計上額	時価	中間連結貸借対照表計上額	時価
上場している出資等又は株式等エクスポージャーの中間連結貸借対照表計上額	9,639		16,700	
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャーの中間連結貸借対照表計上額	2,256		2,350	
合 計	11,895	11,895	19,050	19,050

(2) 子会社・関連会社株式の中間連結貸借対照表計上額等

該当ありません。

ロ 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャー

(単位：百万円)

	平成24年9月中間期	平成25年9月中間期
売却益額	△41	585
償却損額	19	29

ハ 中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額

中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額は平成24年9月中間期は1,426百万円、平成25年9月中間期は5,268百万円であります。

ニ 中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

ホ 海外営業拠点を有する銀行については、自己資本比率告示第6条第1項第1号の規定により補完的項目に算入した額

該当ありません。

銀行勘定における金利リスクに関して連結グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額（第4条第3項第11号）

連結子会社を含めた金利リスク量については、連結子会社の金利感応性のあるバンキング勘定の資産・負債等の残高が僅少であるため、算出しておりません。